東京国際交流館（お台場）TIEC Residence Halls

2021年度留学生入居者募集

以下のとおり、東京国際交流館の外国人留学生の入居者を募集します。

1. 場所	住所：〒135-8630　東京都江東区青海2-2-1　国際研究交流大学村 交通：ゆりかもめ「東京国際クルーズターミナル」東口より　徒歩約3分 りんかい線「東京テレポート」B出口より　徒歩約15分
2. 申請資格	申請できる外国人留学生は、次の条件を全て満たす者とします。 ● 修業年限の範囲内で大学院正規課程に在籍する優秀な大学院生で、在留資格「留学」を有する者 ● 30日以上入居できる交換留学生 ● 過去に入居経験がある場合には、入居期間が３年未満である者 ※休学中の者または入居後に休学する者は申請できません。 ※研究生は申請できません。
3. 居室タイプ・館費等	①単身用　A棟（ｷｯﾁﾝ共用）月額35,000円 ②単身用　B棟（ｷｯﾁﾝ付）月額52,000円 ③夫婦用　C棟（ｷｯﾁﾝ付）　月額74,500円 ④家族用　D棟（ｷｯﾁﾝ付）　月額86,500円 ※入館費：館費の1ヶ月分（入館時に徴収、返金なし） ※その他：光熱水料及び電話料金はすべて実費相当額を負担 ※居室レイアウト等はJASSO東京国際交流館(TIEC)のHPを参照してください。 https://www.jasso.go.jp/ryugaku/kyoten/tiec/residence/facility/index.html

4. 住み始めることを希望する時期	**5. 応募書類提出締切**	**6. 結果通知**
2021年 4月1日 ～ 2021年 4月30日の間	2021年 2月5日（金）必着	2021年 3月 1日頃
2021年 5月1日 ～ 2021年 5月31日の間	2021年 3月5日（金）必着	2021年 4月 1日頃
2021年 6月1日 ～ 2021年 6月30日の間	2021年 4月5日（月）必着	2021年 4月30日頃
2021年 7月1日 ～ 2021年 7月31日の間	2021年 5月7日（金）必着	2021年 6月 1日頃
2021年 8月1日 ～ 2021年 8月31日の間	2021年 6月7日（月）必着	2021年 7月 1日頃
2021年 9月1日 ～ 2021年 9月30日の間	2021年 7月7日（水）必着	2021年 8月 2日頃

2021年10月1日 ～ 2021年10月31日の間	2021年 8月2日(月)必着	2021年 9月 1日頃
2021年11月1日 ～ 2021年11月30日の間	2021年 9月6日(月)必着	2021年10月 1日頃
2021年12月1日 ～ 2021年12月28日の間	2021年10月4日(月)必着	2021年11月 1日頃
2022年 1月4日 ～ 2022年 1月31日の間	2021年11月5日(金)必着	2021年12月 1日頃
2022年 2月1日 ～ 2022年 2月28日の間	2021年12月6日(月)必着	2022年 1月 4日頃

※入居期間は、修業年限の範囲内かつ3年以内。(過去に入居経験がある場合には、過去の入居期間と合わせて3年以内。) 入居許可は1年毎の更新。

7. 必要書類	□入居申請書(様式1-1) □東京国際交流館における交流活動実施・参加計画書(様式3) □入居推薦書(専用書式): 指導教員へ作成を依頼してください。 □入居申請誓約書(様式14-1): 直筆で署名しPDFデータにしてください。 □パスポートのコピー(顔写真のページ、ビザのページ、上陸許可のページ) □在留カードのコピー(表・裏両面) ※同居人がいる場合 □申請者との続柄がわかる書類(日本語又は英語以外で書かれている場合は、日本語又は英語の翻訳を添付してください。) □同居人のパスポートのコピー(顔写真のページ、ビザのページ、上陸許可のページ) □同居人の在留カードのコピー(表・裏両面) 書式様式は以下のリンクからダウンロードできます。 https://global.geidai.ac.jp/2021/01/tiec2021/ ※大学から推薦することが決まった場合、追加書類の提出をお願いすることがあります。
8. 提出先	国際企画課intl-tua@ml.geidai.ac.jp(メールで提出すること) ※パスワードをかけて送信してください。
9. 選考結果	TIECによる選考の結果が分かりしだい、国際企画課から本人に通知します

書類選考における優先基準

- 交流館が実施する各種交流イベントなどへ積極的に参加できる者
- 日本に来て1年以内の者
- 交流館への入居実績の少ない国・地域、大学の者
- 入居可能期間の長い者

注意事項

・募集に関し質問がある場合は、国際企画課に連絡してください。東京国際交流館へ直接問い合わせないようにしてください。また、東京国際交流館へ直接応募はできません。

・日本への入国後１４日間の自己隔離を東京国際交流館で行うことはできません。たとえ自己隔離などのために入居できずにいても入居許可日から館費が発生します。また、新型コロナウイルス感染症の陽性が確定し、入居開始日を超えて入院等となった場合、当該期間中の館費も免除にはなりません。

・許可された入居期間の初日が月の途中の場合と月の途中で退去する場合の当該月の館費は、日割り計算された額となります。

・毎月の館費の支払いは、原則として銀行引き落としとなります。

・銀行引き落としができなかった場合、入居した月の館費と入館費、退去する月の館費は、コンビニでの支払いとなります。

・館費を3ヶ月以上滞納した場合、退去しなければなりません。

・入館費が入居期間初日から2ヶ月経過しても納入がない場合、退去しなければなりません。

・光熱水料の交流館で必要とする費用を3ヶ月分以上滞納した場合、退去しなければなりません。

・館費、入館費等は、事前に通知された上で改定となる場合があります。

・同居人については、申請者と同時入居としますが、事前に申告があった場合に限り、約1ヶ月まで遅延を認める場合があります。申請があった日までに入居できない場合は、申請者を含めて入居資格を失います。